

決議第 2 号

議案第 6 号令和 3 年度延岡市一般会計補正予算に対する附帯決議

議案第 6 号令和 3 年度延岡市一般会計補正予算に対する附帯決議を次のように付する。

本案のうち地域新電力会社設立事業に関する予算については、3 月定例会及びその後の再議において、国の容量市場制度の動向などを見極めた上で慎重に判断したいとの意見が多数を占めたことにより、いずれも減額修正されたものである。

特に、容量市場制度については、国における議論の結果が出ていない中での前回と全く同じ内容の予算の再提案であり、議会の意向を無視した遺憾なものであることを表するとともに、今後の本補正予算の執行等について、下記の事項を強く要望する。

記

1. 地域新電力会社設立事業以外の新型コロナウイルス感染症対策関連事業については、コロナ禍における市民生活の安定、厳しさを増す地域経済の回復にとって特に重要な予算であることから、1 日も早く執行することを求める。
2. 減額修正を行った地域新電力会社設立事業について、提案理由の 1 つでもあるコロナ禍における市民や市内事業者の電気料金も含めた光熱水費の負担の増加については、議会としても同様の認識であり、水道料金の基本料金を 2 カ月分減免する内容の議案第 7 号については、全会一致で可決したところである。

しかしながら、電気料金の引き下げについては、現時点においても民間の新電力会社との契約締結が可能であり、市が新電力会社を設立した場合と同程度の引き下げも可能であると考える。

今期定例会において、市当局からその旨の説明がなかったことから、市民に対し、本市が 6,000 万円を出資して新電力会社を設立しなければ、電気料金の負担が軽減されないとの誤解を与えている可能性がある。このようなことから、市民や事業者の電気料金の負担を 1 日も早く軽減するため、市民に対し現時点でも様々な料金引き下げの選択肢があることについての説明を行うことを求める。

3. 地域新電力会社設立事業の予算については、今回の減額修正によりこの3カ月間で実質3度目の否決となるものである。この間、事業を推進する立場と慎重な検討を求める立場双方の市民団体が署名活動等を行うなど、本件については、今後、市内を二分するような激しい議論となることも懸念される。

市長の議案提案権を否定するものではないが、今後、国における容量市場制度見直しの議論の結論等が出ない中で、議会の意向を全く反映しない形での提案が続けば、事態はより混迷を深めるものとする。

まずは、市民と行政が一体となって、新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束や疲弊した市内経済の立て直しを行うことに、より一層努めていただくことを求める。

以上、決議する。

令和3年6月25日

延岡市議会